

学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町立学校給食センター（以下「給食センター」という。）における学校給食用物資購入の適正を図るため、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）の指定を希望する者は、学校給食用物資納入業者指定申請書（様式第1）を大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、当該業者が暴力団排除措置対象者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であるとき、又は当該業者が法人等であって、その役員若しくは従業員のうち暴力団排除措置対象者に該当する者がいるときは、申請することができない。

2 前項の申請の期間は、偶数年度（以下「基準年度」という。）の前年の12月1日から同月25日までとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、奇数年度の前年の12月1日から同月25日までの間において追加受付をすることができる。

(指定の時期及び期間)

第3条 納入業者の指定は基準年度前に行い、指定の有効期間は基準年度及びその翌年度の2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する追加受付の場合の指定は、申請のあった当該年度に行い、有効期間は翌年度限りとする。

(指定の方法)

第4条 納入業者の指定は、次に掲げる事項により大口町立学校給食センター運営

委員会が審査し、教育委員会が指定する。

(1) 申請書による事業内容の審査

組織、経営の規模及び立地条件が相当であること。

(2) 実績の検討及び納入物資の適否

ア 確実な取引先を有していること。

イ 納税義務が履行されていること。

ウ 納入希望物資の生産地又は製造工場が適当な位置にあること。

(3) 保健所による衛生調査の良否

食品衛生監視評点が81点以上であること。

(4) その他

新規に申請のあった者については、施設・設備の状況を現地調査すること。

(指定の通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により納入業者として適当と認めるときは、学校給食用物資納入業者指定通知書（様式第2。以下「指定通知書」という。）を交付する。

(指定の効果)

第6条 納入業者の指定は、第三者にその効力を及ぼさない。

(誓約書の提出)

第7条 第5条の規定による指定通知書の交付を受けた者は、速やかに誓約書（様式第3）を教育委員会に提出しなければならない。

(契約書の作成)

第8条 納入業者に指定され学校給食用物資を納入することとなった者は、その目的、履行期限、契約違反の場合における保証その他必要事項を記載した調達業務に係る契約書により契約を締結するものとする。

(指定の取消及び契約の解除)

第9条 納入業者が第7条の誓約書又は前条の契約書の記載事項に違反したときは、指定期間中であっても指定の取消し及び契約の解除をすることができる。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、納入業者の指定に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則（平成10年1月30日 大口町教育委員会告示第3号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に大口町立学校給食センターにおける給食物資調達業務契約規則（昭和47年大口町規則第5号）第4条の規定により納入業者の登録の申請を行っている者、第5条の指定書の交付を受けた者及び第6条の契約を締結した者は、それぞれこの要綱第2条の規定による指定の申請を行っている者、第5条の指定通知書の交付を受けた者及び第8条の契約を締結した者とみなす。

附 則（平成31年3月28日 大口町教育委員会告示第6号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町教育委員会告示第13号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町教育委員会
教育長 印

学校給食用物資納入業者指定通知書

先に申請のあったこのことについては、審査の結果、学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱第5条の規定により、納入業者として適格であると認めたので、下記のとおり指定します。

つきましては、同封の誓約書1通を速やかに給食センターへ提出してください。

記

指定期間 自 年 月 日

至 年 月 日

様式第3（第7条関係）

年 月 日

大口町教育委員会 様

住 所

名 称

代表者

誓 約 書

私は、 年度大口町立学校給食センターの学校給食用物資納入業者として指定いただいたことについて、次の事項を誓約いたします。

- 1 学校給食の持つ公共性から、鮮度の高い良質な物資を可能な限り低廉な価格で納入するよう努力すること。
- 2 納入物資については、店舗・倉庫等の環境衛生とともにその取扱いには細心の注意を払い、不適格品及び不良品のないよう万全を期すること。
- 3 納入物資に品質不良、異物混入等の不適格品又は不良品のある場合は、直ちに返品、交換等の処置を取ること。
- 4 納入物資に量目の不足のないよう注意するとともに納入日時を厳守すること。
- 5 給食物資納入の際には、係員の検収を受け、受領印を受けること。なお、調理室へは、立ち入らぬこと。
- 6 納入する給食物資のあるときは、その物資に関与する従業員の検便証明書（納入前1月以内のもの）を提出すること。
- 7 納入物資が児童生徒のり病原因と立証されたときは、その損害に対して十分な責任を負うこと。
- 8 指定により生ずる権利及び義務については、第三者に譲渡しないこと。
- 9 各項の誓約事項に違反した行為のため、教育委員会が不適格業者であると認められたときは、指定を取り消されても異存のないこと。なお、指定取消しによって生

ずる一切の損害について教育委員会に請求しないこと。

- 1 0 暴力団排除措置対象者であり、又は法人等であつて、その役員若しくは従業員のうち暴力団排除措置対象者に該当する者がいることによる契約解除に伴い生じる一切の損害について教育委員会に請求しないこと。
- 1 1 その他教育委員会の指示に従うこと。